

※申請・報告の手続きについて

書類を記入される前に必ずお読み下さい。

《子育て支援事業》

1. 事業を実施するとき

(1) 助成申請関係書類

- ①(様式第1号) 平成29年度歳末たすけあい運動募金配分事業助成金申請書
- ②(様式第2号) 平成29年度歳末たすけあい運動募金配分事業計画書・収支予算書

③請求書 送金先の銀行口座等が分かる部分のコピーを添付して下さい。
(コピー例参照) なお、日付は記入しないで下さい。

④その他 貴団体の概要が分かる資料(会則または会報)を必ず添付して下さい。但し、本事業に初めて申請する団体については、①会則または会報と、②名簿の提出をお願いします。

※印鑑は朱肉印を使って下さい。シャチハタは不可。

※書き損じた場合は、訂正印をお願いします。修正液は不可。

※消せるボールペンの使用は不可

※Eメールで様式の送信をご希望の方は、福岡市社会福祉協議会までご連絡下さい。

(2) 助成上限額

15,000円

(3) 途中で事業を中止するとき

必ず、福岡市社会福祉協議会までご連絡下さい。

(4) 提出期限及び提出先

①提出期限：平成29年10月2日(月)(必着)

②提出先：福岡市社会福祉協議会 地域福祉課
(福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ3階)

(5) その他

①記入漏れ、印鑑漏れのないよう、提出前に再度確認をお願いします。

②決定後の助成金振込先は、貴団体名義の通帳です。(個人名義は不可)

③通帳の名義が前代表者となっている場合は、変更手続きをお願いします。

④ゆうちょ銀行の口座も使用できますが、振り込み用の店名、預金種目、口座番号の記載が必要ですので、ご注意下さい。

2. 事業を終了したとき

(1)実績報告関係書類（助成決定通知とあわせて送付）

①(様式第4号)

平成29年度歳末たすけあい運動募金配分事業助成金事業実績報告書

②(様式第5号)

平成29年度歳末たすけあい運動募金配分事業実施状況・収支決算書

③その他 ・ プログラムや写真等、実績となる物を必ず添付して下さい。

・ 領収書の提出は不要ですが各団体で必ず保管して下さい。

(2)提出期限及び提出先

①提出期限：平成30年2月2日（金）（必着）

②提出先：**福岡市社会福祉協議会地域福祉課**

（福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ3階）

【注意点】

※『飲食費』及び『プレゼント経費』の取り扱いについて

平成24年度まで、昼食代、ケーキ代、ジュース代などの『飲食費』、及び参加者に渡すために既製のプレゼントを購入するなどの『プレゼント経費』には、助成額の30%までという上限がありましたが、平成25年度から上限は設けておりません。

なお、交流を目的として参加者で食事を作る事業（ケーキ作り、もちつき）や、小物を作る事業（クリスマス会で参加者がリースを作って持ち帰る）などにおいて必要な材料についての経費は、『飲食費』『プレゼント経費』ではなく、『材料費』『消耗品費』として取り扱っていただきますようお願いいたします。

☆期限内に報告書作成・提出ができるよう、無理のない事業計画をお願いします。